

大気汚染防止法に基づき 環境センターが実施した自主測定結果の公表について

大気汚染防止法により、環境センターの施設より発生する排ガス中のばい煙濃度を年2回以上自主測定することが義務づけられています。

このたび、令和3年度(令和3年4月)(1回目)に実施しました自主測定の結果(ストーカ炉)を公表いたします。
なお、測定の結果、大気排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

1 排ガス(1回目)

ストーカ炉(1号炉)

採取年月日:令和3年4月27日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m ³	0.001未満 ^{※1}	0.15	集塵機 出口	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	12:43~14:48	-	-	

※1「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m ³ /h	0.23 ^{※2}	69	集塵機 出口	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:46~13:27	-	-	

※2「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.23」は大気排出基準値の「69」に適合しています。

窒素酸化物	cm ³ /m ³	120 ^{※3}	250	集塵機 出口	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	11:00~12:00	-	-	

※3「窒素酸化物」濃度測定結果の「120」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m ³	79 ^{※4}	700	集塵機 出口	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:46~13:27	-	-	

※4「塩化水素」濃度測定結果の「79」は大気排出基準値の「700」に適合しています。

ストーカ炉(2号炉)

採取年月日:令和3年4月27日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m ³	0.001未満 ^{※5}	0.15	集塵機 出口	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	12:40~14:58	-	-	

※5「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m ³ /h	0.13 ^{※6}	70	集塵機 出口	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:44~13:25	-	-	

※6「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.13」は大気排出基準値の「70」に適合しています。

窒素酸化物	cm ³ /m ³	120 ^{※7}	250	集塵機 出口	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	11:00~12:00	-	-	

※7「窒素酸化物」濃度測定結果の「120」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m ³	20 ^{※8}	700	集塵機 出口	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:44~13:25	-	-	

※8「塩化水素」濃度測定結果の「20」は大気排出基準値の「700」に適合しています。